

○菊地恵一委員長 続いて二十一世紀クラブの質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて十分です。吉川寛康委員。

○吉川寛康委員 通告に従い、原油価格高騰対策費についてお伺いいたします。

ロシアのウクライナ侵攻、中東におけるパレスチナとイスラエルの紛争、加えてイスラエルとイランの対立激化など、世界情勢は緊張感を増しており、その影響を受け、燃料・食料・資材等、生活に関わる全てのコストが上昇することとなり、日常生活に大きな負担として重くのしかかっている現状にあります。また、一九九〇年代の規制緩和の世界的流れの中で、平成七年四月に、電力事業において市場参入規制を緩和することを目的に電気事業法が三十一年ぶりに改正され、平成十二年三月からは二万ボルトの特別高圧が、平成十六年四月からは六千ボルトの高圧、翌平成十七年四月からは全ての高圧が段階的に自由化対象に広げられることとなり、平成二十八年四月からは、低圧も含めた全ての契約対象が全面自由化となり今日に至っております。しかしながら、二十九年前の電力自由化スタート時の目的が、欧米並みの電気料金水準に引き下げることであったものの、これまででしつかりとした検証がなされることなく、現在の電気料金水準に至っており、当初の目的から大分後退し、大きな課題になっているものと考えております。こうした中、昨年度も五回にわたって経済対策に係る補正予算が編成されてきた経緯にあり、今回、国の物価高騰対策重点支援地方創生交付金を活用した、光熱費等の掛かり増し経費に対する助成事業もこの補正予算として提案されております。まずは県として、物価高騰が長期化している県内の現状について、どのように考察されているのか御所見をお伺いします。

○村井嘉浩知事 東日本大震災や新型コロナウイルス感染症により地域経済は大きく疲弊し、県民の暮らしも大変厳しい状況に置かれております。コロナの五類移行に伴い経済活動は回復の兆しを見せておりますが、緊迫する国際情勢の影響もあり、物価高が続き、県民や事業者にとって大きな負担となっております。そのような中、賃金上昇が物価上昇を上回る経済を実現するため、国においては国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を打ち出し、現在国会において補正予算の審議が行われております。県としてはこの経済対策を踏まえ、重点支援地方交付金などを有効に活用しながら、速やかに物価高対策を講じて、県民生活や事業活動の安定につなげてまいりたいと考えて

おります。

○吉川寛康委員 今回提案されている原油をはじめとする価格高騰対策事業は、昨年度の対応をベースとして、農業、園芸、畜産、私立学校、社会福祉施設、医療機関、倉庫事業者など幅広く網羅されておりますが、生活衛生事業者への対応が抜けているように感じました。生活衛生事業者も光熱費負担が大きい業種の一つであり、今回の補正で措置されるべきと考えますがいかがでしょうか。今回の補正予算の対象に含まれているのか、また含まれていない場合はその理由についても御所見をお伺いします。

○佐々木均環境生活部長 生活衛生事業者への支援につきましては、昨年度に引き続きまして、営業経費に占める燃料費の割合が、生活衛生事業者の中でも特に大きい、一般公衆浴場及び取次ぎ店を除くクリーニング所に対し、燃料費の掛かり増しへの助成に要する経費千四百万円を計上し、今回提案をしているところでございます。

○吉川寛康委員 今回提案されている原油をはじめとした価格高騰対策事業を昨年度の対応予算と比較して見てみると、倉庫事業のように、昨年度の二月補正予算の六割にとどまっている施策もあります。この設定予算の変化は、昨年度の助成実績を加味したものと推察しますが、光熱費負担で困っている事業者に対し、県として最大限の支援を行うことを考慮すれば、昨年の実績をそのまま参考にすることは必ずしも正しくないのではないかと考えますがいかがでしょうか。予算設定の根拠も含め、御所見をお伺いします。

○小野寺邦貢総務部長 今回の補正予算の編成に当たりましては、国で実施しておりますガソリン・電気・ガスの価格対策をはじめ、市町村が行う様々な対策とも一体となつてその効果が最大となるよう、限りある財源の最適配分に努めたところでございます。対象となる事業は、昨年度の実績やこれまで頂いた要望などを踏まえて選定しております。対象範囲や単価などにつきましては、ニーズに合わせて拡充を図ったものもある一方で、国によるガソリン・電気・ガスの価格対策が段階的に縮小されておりますことから、これに類似した事業や関連する事業において国の方針に足並みをそろえたものもございます。全体といたしまして現時点で対応可能な、全体の事業規模に合わせて個々の事業費を調整したところでございます。

○吉川寛康委員 燃料費の高騰により、光熱費の負担は事業を営んでいく上で大きな負担になることは想像に難くありません。また、燃料の高騰が長期化している現状を加味

すると、光熱費負担の大きな低減は残念ながらもしばらく望めないのではないかと危惧しており、こうした負担軽減の取組は事業者にとって大変ありがたい施策だというふうに考えております。特に、電気料金負担の大きい特別高圧受電の中小企業などにおいては、その恩恵が大きく、助成金の受領タイミングもスムーズさが強く求められると考えますが、申請手続後の県の迅速な対応についての御所見をお伺いします。

○梶村和秀経済商工観光部長 中小企業等特別高圧電気料金支援事業においては、対象となる事業者が、県の電子申請システム等で申請した後、職員による内容審査を経て補助金を交付しているところでございます。これまでは、電力使用量の三か月分を単位とした申請とし、申請期間の終了後に申請金額の総額が予算を超過していないことを確認した上で、まとめて補助金交付事務を行っていたところでございます。このため、今年一月から三月までの電力使用分に係る交付実績二百五十九件について、申請期限から交付が完了するまでの期間は約四十日となっていたところでございます。しかしながら、御指摘のとおり、電気料金の高騰が続く中で、スムーズな助成が求められていることから、今後の補助金交付事務に当たっては、補助金申請期間中の随時の審査や交付、事務処理職員の一時的な増員など、補助金交付の迅速化に向けた更なる工夫を重ね、効率的な事業となるよう努めてまいりたいと考えてございます。

○吉川寛康委員 諸外国に比べ、エネルギー自給率が低い我が国は、輸入に頼る化石燃料の市場価格に強い影響を受けながら現在に至っております。こうした中、さきに述べた電気事業法の改正に加え、化石燃料によるエネルギー供給の一部を再生可能エネルギーで賄うことで、燃料価格高騰に伴う電気料金上昇の抑制を図ることを目的に、平成二十四年七月に再生可能エネルギー発電促進賦課金制度が導入をされました。この賦課金単価は毎年国で設定されるスキームになっており、平成二十四年度の導入から年々その単価は上昇。今年度は一キロワットアワー当たり三・四九円と設定されております。また、使用電力量に合わせ、消費者から賦課金として毎月の電気料金に上乗せする形で徴収されておりますが、毎月の電気使用量が四百キロワットアワーの一般的な家庭を例に挙げると、この賦課金の年間負担額は約一万七千円というふうに大きな負担になっているのが現状です。一般財団法人電力中央研究所の試算によると、この賦課金は年々上昇を続け、六年後の令和十二年には一キロワットアワー当たり四・一元にまで値上がりす

ることが指摘されております。こうした状況を踏まえると、光熱費の掛かり増し経費の助成を行っていく一方で、この大きな負担の原因の一つになっている電気料金に上乘せられているこの賦課金の今後の在り方について、抜本的な運用の改善が必要と考えます。したがって、賦課金を消費者の電気料金から分離し、賦課金の負担対象を抜本的に改め、消費者負担ではなく国の直接負担とすることなども含め、現在の賦課金制度の改善を国に強く働きかけるべきと考えますがいかがでしょうか、御所見をお伺いします。

○佐々木均環境生活部長 FIP制度では、再エネの導入拡大は賦課金の上昇につながっており、家庭や事業者の負担が増大していると認識しているところでございます。国におきましては第六次エネルギー基本計画におきまして、賦課金による国民負担を抑制し、再エネの導入拡大と両立を図っていく必要があるとの課題認識を示し、これまでFIP制度をはじめ、各種取組を行ってきたところでございます。現在、第七次エネルギー基本計画の策定が進められているところでございますので、県といたしましても国の動向を注視しながら、エネルギー政策を所管する国が、責任を持って再生可能エネルギーの安定的かつ効率的な供給制度を構築し、県といたしましても県民の負担軽減につなげられるよう、必要な要望を行ってまいりたいと考えております。

○吉川寛康委員 ぜひとも強く求めることをお願いしまして、質問を終わります。

ありがとうございます。